

石巻市みどりの基本計画策定について

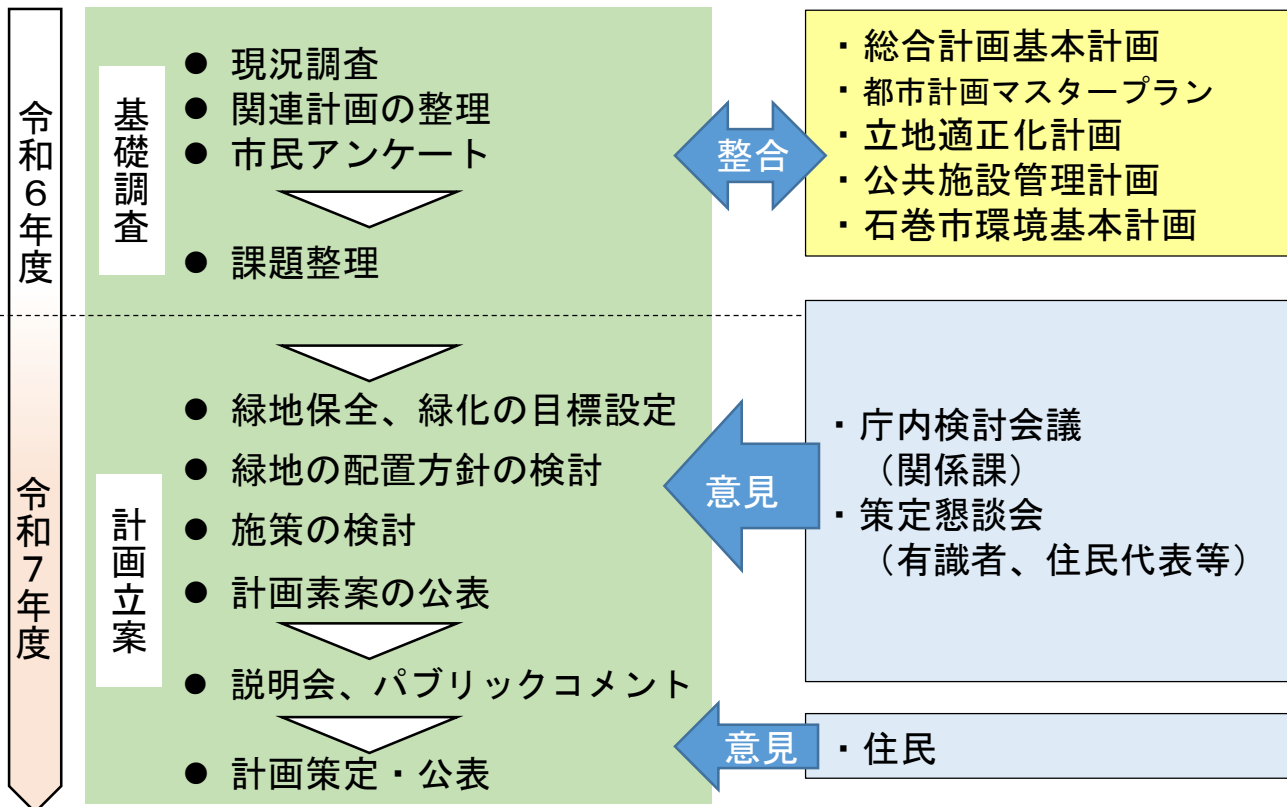
1 「緑の基本計画」とは

都市緑地法第4条に基づく緑地の適正な保全及び緑化に関する基本計画で、住民意見を反映して市町村が策定するものである。緑全般に関する幅広い総合的な計画であり、実効性が高い法律に基づくものとなっている。

(内容)

- 緑地の保全及び緑化の目標
- 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
- 都市公園の整備の方針その他保全すべき緑地の確保及び緑化の推進の方針に関する事項 等

2 計画策定フロー



3 計画策定により想定される主な効果

- 重点管理を行う公園緑地等の明確化等による質の向上が図られる。
- 社会資本整備総合交付金の重点配分対象となる。
(緑の基本計画に基づく都市課題可決のための事業)